



地震による倒壊から命を守るために

プロジェクト「TOUKA I-O」総合支援事業

木造住宅の耐震化

昭和56年5月31日以前に建築した、または工事中であった木造住宅の所有者が対象です。

■**わが家の専門家診断(無料)**【令和6年度終了予定】
市から専門家(市内の建築士・大工など)を派遣し、無料で耐震診断を行います。
※電話での申し込み可。

■**住宅耐震化相談支援事業(無料)**
【わが家の専門家診断】として補強工事に行っていない所有者の相談に対して、相談員(専門家が自宅を訪問し、耐震診断報告書の見方や補強工事への進め方など耐震補強に関する疑問に無料でお答えします。
※電話での申し込み可。

■**補強工事(補強計画一体型)**
耐震診断の結果が1.0点未満(倒壊の可能性がある)を1.0点以上(倒壊しない程度)へ補強する設計と補強工事を一体で行う事業に対する補助。ただし点数が0.3ポイント以上向上するもの。
補助額 ●高齢者のみの世帯、障害などを持つ人がいる世帯…工事費の8割以内で上限120万円 ●それ以外の一般の世帯…工事費の8割以内で上限100万円
※高齢者などの世帯の詳細については問い合わせ

てください。

■**在宅避難割増** 耐震診断の結果が0.7点未満(倒壊の危険性の高い住宅)を1.2点以上へ補強する設計と補強工事を一体で行う事業に最大15万円を上乗せ補助
※別途補助条件があります。

■**木造住宅移転費助成事業**
木造住宅で耐震診断の結果1.0点未満であったものを除却し、耐震性のある既存住宅などへの住み替えに要する経費の補助。
※高齢者のみの世帯に限る。

補助率 当該事業に要する経費と10万円のいずれか少ない額
補助額 上限40万円
※道路沿いで、既存のブロック塀などを撤去し、生け垣を作り替える場合は上乗せとなる場合があります。

■**住宅・建築物耐震改修事業**
密集住宅市街地(「本町〜小川新町地区」・「石浜湾周辺」)にある住宅の解体工事に対する補助。ただし、耐震診断の結果が0.7点未満のもの。
※対象区域の詳細は市ホームページを見るか問い合わせてください。

補助率 工事費用または市の定める基準により算出した額のいずれか少ない額の23%以内
補助額 上限40万円

安全なまちづくり

■**ブロック塀等撤去事業**
通学路、緊急輸送路および避難経路沿いにある

倒壊や転倒の危険性があるブロック塀など(道路からの高さが60㎝を超えるもの)の所有者が行う撤去工事に対する補助。

補助率 工事費用または市の定める基準により算出した額のいずれか少ない額の3分の2以内
補助額 上限20万円

■**生け垣づくり補助事業**
対象 延長2m以上に樹木の本数が1m当たり2本以上で、外部から見える樹木の高さが0.8m以上である生け垣の新設工事
補助率 生け垣設置にかかる樹木購入費と工事費用の2分の1以内、または市の定める基準により算出した額のいずれか少ない額
補助額 上限5万円
※道路沿いで、既存のブロック塀などを撤去し、生け垣を作り替える場合は上乗せとなる場合があります。

共通事項

※申請方法など、詳しくは事業の着手前に問い合わせてください。

申請・問合先
●木造住宅耐震化・ブロック塀等撤去事業…建築指導課 回626-2169 回626-2184
●生け垣づくり補助事業…都市整備課 回626-2165 回626-2190

中島地区に新たな防災拠点が完成 大井川中島地区 河川防災ステーション

先月16日、中島地区に整備していた新たな防災拠点「大井川中島地区河川防災ステーション」で、施設の竣工を記念し、完成式典を開催しました。

この施設は、大井川流域のほか、市内を流れる二級河川などにおいて、水害が発生した場合に災害復旧活動の拠点となる施設です。

また、平常時には地域の憩いの場として活用します。施設内には、復旧活動に必要な土砂やブロックなどの資材を備蓄しているほか、事務室や水防倉庫、排水ポンプ車の車庫を備えた、水防団などの活動の場となる「大井川水防センター(愛称:カワポおおいかわ)」を設置しています。

式典には、関係者約50人が出席し、中野市長は「河川防災ステーションが本市の安心・安全の礎となり、焼津市がさらに発展することを願います」とあいさつしました。
問合先 河川課 回626-1118 回626-9416



式典の様子

千年に1回程度の確率で降る大雨を想定

焼津市洪水ハザードマップを更新

近年の気候変動の影響を受け、想定最大規模の降雨(千年に1回程度の確率で降ると想定される大雨)により、1・2級河川など主要な河川が全て氾濫した場合に、想定される浸水予想結果の情報や避難に関する情報などを載せた「焼津市洪水ハザードマップ」を作成しました。

5月中旬に自治会を通じて配布します。
また、既にインターネット上で公開している「焼津市洪水ハザードマップ(Web版)」も合わせてご利用ください。

問合先 河川課 回626-1118 回626-9416



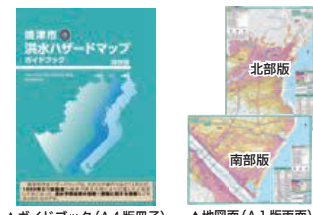
▲Web版

■焼津市洪水ハザードマップ

配布時期 5月中旬

配布方法 自治会を通じて配布

※洪水ハザードマップは、「地図面」と「ガイドブック」がセットになっています。



▲ガイドブック(A4版冊子) ▲地図面(A1版両面)

市立総合病院 停電のお知らせ

定期点検による停電作業を実施します。停電時は救急車の受付が制限されます。また、救急車や他の病院へ搬送される場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日程 5月15日(日) 22日(日)
問合先 市立総合病院新病院建設課 回626-3111(代)

国道150号 新日本坂トンネル交通規制

国道150号新日本坂トンネルの点検作業に伴い、交通規制を実施します。期間中は上下線の2トンネルの一方を全面通行止めにし、もう一方で対面通行となります。

期間 6月6日(明)12日(日) 午後10時〜午前6時
問合先 静岡市土木施設整備センター(夜間休日) 回2211-12227

5月18日(水) 全国一斉情報伝達試験

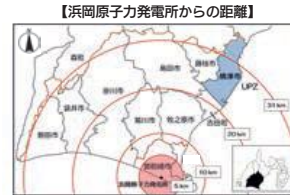
全国瞬時警報システム(Jアラート)は、地震や津波、武力攻撃などの緊急情報を国が送信し、市の同報無線を通じて瞬時に伝達するシステムです。次の日程でJアラートの全国一斉情報伝達試験が行われます。当日は、市内20カ所の同報無線機をから試験放送が流れます。全国で同様の試験が実施されます。

日時 5月18日(水) 午前11時〜午後1時
※災害の発生などにより、伝達試験中止の場合があります。
放送内容 「チャイム」これは、Jアラートのテストです(3回繰り返す)「こちらは、広報やいづです」チャイム」
問合先 防災計画課 回625-01228

「焼津市原子力災害広域避難計画」を策定

原子力発電所の緊急事態発生に 対応した避難先や避難方法を定めました

1 市全域が計画の対象範囲



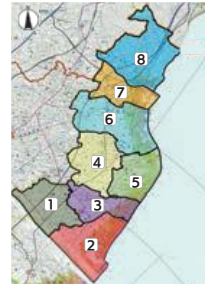
【浜岡原子力発電所からの距離】

静岡県により、浜岡原子力発電所から半径31km圏内が原子力災害対策重点区域に設定されたため、焼津市は緊急防護措置を準備する区域(UPZ)となりました。市内には、31kmを越えた地域もありますが、今回の計画では、「市全域」を対象範囲と定めています。

3 市内を8区域に分けて避難実施区域を決定

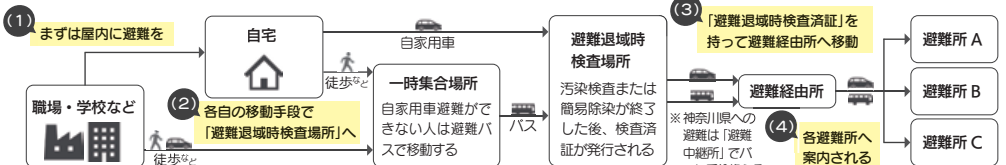
原子力発電所の状況などにより、まずは「屋内退避」の指示が出ます。放射性物質の放出の影響が及ぶ、またはその恐れがある場合、放射線量の測定値が基準値を超えた地域に対して、避難単位ごとに「避難指示」が出ます。

自治会別の避難単位	
1	相川、西原、上原、下江留、上新田、つつし平
2	中島、飯瀬、利右衛門、吉永、高新田
3	宗高、上小杉、藤守、下小杉
4	大富第18、大富第19、大富第20
5	和田第21、和田第22、港第23
6	焼津第1、焼津第2、豊田第8、豊田第9、豊田第10、小川第11、小川第12、小川第13、港第14
7	焼津第3、焼津第4、焼津第5、焼津第6、焼津第7
8	東島津第15、東島津第16、東島津第17



5 避難先までの主な流れ

- 原子力発電所で緊急事態が発生した場合、国からの指示に基づき、屋内に避難します。自宅に居られない場合は、職場や学校、近隣施設などに避難します。
- 「避難指示」が出された場合は、「避難区域時検査場」へ向かいます。※原則、自家車で避難します。自家車で避難できない人は、市が



市では、中部電力浜岡原子力発電所の緊急事態の発生を想定した「焼津市原子力災害広域避難計画」を策定しました。この計画は、市民の避難や一時移転、屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段などについて定めています。万が一の備えとして、避難行動を確認しておきましょう。
問合先 地域防災課 回623-2554 回625-0132



自治会毎の避難先情報などはこちら

2 避難基準は国が判断

【緊急事態区分と避難の内容】発電所の例
【警戒事態】 情報収集 例) 全交流電圧が6割以上
【施設敷地緊急事態】 例) 全交流電圧の喪失 住民の屋内退避準備、一時集合場所の開設
【全面緊急事態】 例) 原子炉を冷却する全機能停止 住民の屋内退避実施、避難準備など

放射性測定値などにより、「避難実施区域」が決定される

4 災害状況によって避難先を指定

原子力発電所の緊急事態が発生した場合は、UPZ圏外の親戚や知人宅などへの避難について、平時から家庭内で相談し避難先を確保することが重要です。市では、避難先を下表のとおり定めています。緊急事態が単独で発生した場合は、県内東部6市町と神奈川県全33市町村です(避難先1)。大規模地震などの複合災害で「避難先1」に避難できない場合は、埼玉県東の20市町に避難します(避難先2)。
※自治会(地域)ごとに避難先(市町)が指定されています。避難先は、このページ上部のQRコードから確認してください。

【原子力発電所の緊急事態発生における避難先一覧】	
避難先1 (原子力発電所の緊急事態が単独で発生した場合など)	●静岡県内(三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市) ●神奈川県全33市町村
避難先2 (大規模地震の複合災害時で「避難先1」に避難できない場合など)	●埼玉県(幸手市、久喜市、加須市、羽生市、行田市、白岡市、杉戸町、蓮田市、宮代町、春日部市、松伏町、二瀬市、吉川市、八潮市、草加市、戸田市、川口市、蕨市、さいたま市、越谷市)

指定する「一時集合場所」からバスで避難します。
(3) 「避難区域時検査場所」で検査終了後に交付される「避難区域時検査済証」を持って「避難経路」へ向かいます。
(4) 「避難経路」では、避難先自治体が定める避難所へ案内されます。

水路への転落にご注意を

市内の水路は田植えのシーズンを迎え、水量が増えることで、転落しやすい状況に注意してください。

●水路の水質(午後5時30分〜6時30分) 会場 市民課
問合先 ●市民課(市役所本庁舎2階) 回626-1116
●大井川市民サービスセンター(市役所大井川庁舎1階) 回626-0541

マイナンバーカード

時間外の受取窓口を開設します。事前に電話して予約をしてください。
日曜日(午前9時〜正午)
5月15日(日)・20日(日)
会場 市民課、大井川市民サービスセンター
※受け取りの窓口は、市役所が届いた交付通知書(はがき)をご確認ください。
※受け取りには、必ず本人がお越しください。
※返却日曜日(午後5時30分〜6時30分) 会場 市民課
問合先 ●市民課(市役所本庁舎2階) 回626-1116
●大井川市民サービスセンター(市役所大井川庁舎1階) 回626-0541